

# 特例子会社等による障がい者雇用を考えてみませんか？

## ～特例子会社・特定組合等設立支援補助金のご案内～

- 障害者雇用促進法では、従業員が一定数以上の規模の事業主は、雇用している障害者の割合を法定雇用率以上にする必要があります。現在の法定雇用率は、2.5%ですが、令和8年に2.7%へ引き上げられます。
- 県では、これから県内に特例子会社等を設立しようとする事業主に対する補助事業を行っています。  
この機会に特例子会社等の制度を活用した障がい者雇用を考えてみませんか？



### 概要

|      | 特例子会社の設立   | 特定組合等（算定特例となる事業協同組合等）の設立       |
|------|--|--------------------------------|
| 条件   | 県内に本社がある事業主で、県内に特例子会社を設立し、認定を受けること   | 県内に算定特例となる事業協同組合等を設立し、認定を受けること |
| 補助率  | 1 / 3 もしくは 1 / 2 ※<br>※複数の重度障がい者を雇用するとき、<br>または対象が中小企業の場合は 1 / 2   | 1 / 2                          |
| 上限額  | 100万円  |                                |
| 決定方式 | 先着優先   |                                |
| 対象経費 | 設立プラン策定に要する経費（労務管理等について外部専門家に意見を求めた場合の費用、設立に際して必要な社員研修に係る費用、コンサルティング費等）、障がい者である従業員の採用に係る経費、設立に伴う準備室等に係る経費等 |                                |

### 🔍 特例子会社とは

事業主が障がい者の雇用に特別な配慮をするなど、一定の要件を満たした子会社を設立し、厚生労働大臣の認定を受けた場合、特例として親会社と子会社を合算して障害者雇用率を算定できる制度です。全国で500社以上、神奈川県内でも約50社が設立されています。

### 🏆 特例子会社のメリット

- ・障がい者雇用積極的に取り組む企業として、社会的な評価の向上が期待できる！
- ・障がい者の能力を十分に引き出すことで、企業の生産性や障がい者の定着率がアップ！
- ・障がい者の受入に必要な設備投資の集中化でコストを圧縮！弾力的な雇用管理も可能！

なお、中小企業向けに特定組合等（算定特例となる事業協同組合等）の制度もあります。詳しくは裏面の問合せ先にご連絡ください。

## 申請手続きの流れ

**※申請される場合は、事前に下記の「申請窓口（問合せ先）」までご相談・ご連絡ください。**

### ①事業計画の相談（事前協議）

あらかじめ、特例子会社等の設立に関する事業計画（設立プランの策定、先進企業等への視察、社員研修、障害者の採用等）について、県に相談してください。

### ②設立計画書の提出

県と相談した内容を踏まえて、所定の様式により、設立計画書を提出してください。

### ③特例子会社・特定組合等の認定

事業計画に基づき、公共職業安定所で特例子会社等の認定手続きを行ってください。

### ④補助金交付の申請

特例子会社等の認定後、補助金交付申請書を県に提出してください。

### ⑤交付決定・補助金額の確定・支給

申請内容の確認や必要な検査に基づいて交付可否の決定と補助金額が確定し、補助金が支給されます。

## 申請窓口・お問合せ

神奈川県 産業労働局 労働部 雇用労政課 障害者雇用促進グループ

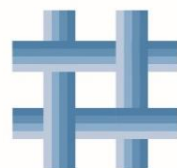
電話：045-210-5871 ファクシミリ：045-210-8873

補助金の要綱・申請様式や申請方法など、詳細はホームページをご覧ください。

神奈川県 特例子会社等 補助金

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/tokureikogaisha-hojokin.html>



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society